

議案第12号

平成29年度事業計画決定の件

平成29年度は新体制で臨む年度となる。組織として新陳代謝は必要であるが、法人の性格上、継続していくことが重要な責務も多い。新しい発想を適時適切に取り入れながら活力ある会務運営を図っていききたい。しかし、本会の運営に深刻な影を落としつつある「会員減少」の傾向は広範囲に活動の障害となりつつある。当然のことであるが、財務運営でも厳しい現状をもたらしている大きな要因となっている。本会の会務運営は、支出削減を図りながら活力ある運営という難しい舵取りが引き続き求められる。

今年度においても「相談事業」「社会公益活動事業」「研修事業」「会員業務支援事業」の4本柱を堅持し、更に非常時の取り組みである「被災者支援事業」を加えた会事業と司法書士会の本来の責務とも言える総務部門及び事務局での会員支援において適正な運営に心がけていきたい。

本会を取巻く動きは昨年の延長で本年も推移すると考えられるが、中間貯蔵施設用地取得の加速化に伴い増加する財産管理人業務や相続登記手続きの中で家裁に関連する業務は一層増加することが予想される。また、民事に関しても司法書士の取り組み促進が求められている事から研修や情報提供などで対応していきたい。本年3月17日言い渡された前橋地裁判決は原発事故被害者の賠償請求事件に関して、「東電の過失」から「相当因果関係」と被侵害利益(被害の態様)「平穏生活権」を明確に述べ、国に対しても連帯責任を認めた。まさに原発賠償請求の要件事実そのものである。原発ADRへの取組みを促進したい。

本年5月29日から開始される法定相続情報証明制度の周知活動と活用促進は、昨年度の登記オンライン申請促進、相続登記促進に続く法務局との連携事業となる。「法定相続情報一覧図写」の交付請求は司法書士の独占業務とならず広報の仕方にも工夫を要するが、法務局と連携して行う広報活動のなかでも司法書士の相続登記や財産管理等業務の付随業務であることを訴えていきたい。

日司連の基準改正に伴い、本定時総会において、注意勧告事案の公表廃止に伴う規則改正、綱紀調査委員の除斥に関する規定の改正による規則改正など会則改正を含む議案を上程するが、市民から寄せられる苦情を「業務に関する苦情」に限るとする市民窓口対応規則改正は調停センターの苦情対応にも関連することが明らかとなったため、今期は運用で対応し規定の整備を図り次期の総会で承認を求める事とした。事務局による受付の段階から対応に窮する苦情も目立ってきたが常任理事会・事務局一体で公正な対応を心がけていきたい。